

## 議会運営委員会

平成30年8月28日（火）

午前9時59分開会

○三鬼（和）委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日のテーマというか、本日の審査事項につきましては、平成30年第3回定例における提出議案及び諮問報告、そして会期及び議事日程案（案）等について審査をお願いします。

最初に、市長より挨拶をお願いします。

○加藤市長　おはようございます。本日は平成30年第3回定例会のための議会運営委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案14件、諮問3件、報告が2件であります。議案14件の内訳といたしましては、議案第51号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてから議案第53号、記号式投票に関する条例の廃止についてまでの条例関係が3件、議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてから議案第63号、平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの予算決算関係が10件、その他といたしましては、議案第64号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてであります。

諮問といたしましては、人権擁護委員候補者の推薦についてが3件、報告といたしましては、報告第8号、平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率の報告についてと報告第9号、専決処分事項についてについての2件であります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（和）委員長　それでは、先ほど市長より説明がございました提出議案等について詳細の説明を求めます。

○下村総務課長　それでは、平成30年第3回尾鷲市議会定例会の提出議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは提出議案の目次となっています。本定例会の提出案件は、議案第51号から議案第64号までの議案14件、諮問3件、報告が2件であります。議案は、条例の一部改正等が3件、補正予算関連で4件、決算認定が6件、ほか1件につきましては教育委員任命の人事案件でございます。

諮問3件につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦についてであります。また、報告2件につきましては、平成29年度決算に対する健全化判断比率等の報告と専決処分事項についてであります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1 ページをごらん願います。

議案第51号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてにつきましては、公職選挙法の一部改正する法律が平成29年6月21日に公布され、施行される平成31年3月1日以降に告示される都道府県議会議員の選挙及び市区議会議員の選挙についても、選挙運動用ビラの頒布が認められるようになったもので、条例で定めることにより公費負担とするため同条例を改正するものであります。

4 ページの議案第52号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてにつきましては、本市では奨学金貸与対象の学校種別において、専修学校の修業年限を短期大学等と同様の2年以上としています。学校教育法では、専修学校の修業年限は1年以上と規定されており、就学金制度をより多くの方に活用していただくためにも、学校教育法と同様に本市条例に規定する専修学校の修業年限を1年以上に改めるものであります。また、条例に規定されている選考委員会に係る規定を削除し、新たに尾鷲市奨学金貸与選考委員会設置規則を制定するものであります。

次に、議案第53号、記号式投票に関する条例の廃止についてにつきましては、現在、本市においては、市長選挙及び同時に執行される市議会議員の補欠選挙に限り記号式投票を適用しますが、自書式の記事前投票の利用者が増加していること、また、投票用紙分類器の導入により自書式投票用紙の分類が容易となったことなどから、自書式投票に統一いたしたく同条例を廃止するものであります。なお、県内で記号式投票を実施しておりますのは本市のみとなっております。

次に、8 ページの議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてから11 ページの議案第57号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの4議案について一括して御説明いた

します。

予算概要につきましては、別紙で一般会計補正予算（第4号）主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明書をもって説明いたします。

説明書の1ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3億7,692万円、特別会計の国民健康保険事業会計で1億5,793万3,000円、後期高齢者医療事業会計で561万7,000円をそれぞれ追加し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を131億1,817万7,000円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を1,979万9,000円、歳出で3,056万4,000円追加し、歳入予算現額を46億6,557万5,000円に、歳出予算現額を47億8,880万7,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の概要につきましては、8款地方特例交付金103万6,000円、9款の地方交付税1億2,283万3,000円は、普通交付税の額の確定による増額であります。

13款国庫支出金614万6,000円の増額は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金496万3,000円の追加が主なものであります。

14款県支出金84万4,000円の増額は、自殺対策緊急強化事業補助金の追加、未熟児養育医療費助成事業補助金、前年度清算金が主なものであります。

15款財産収入100万8,000円の減額は、使用停止となった中央駐車場の貸付料の減額であります。

16款寄附金8万円増額は、一般寄附として1団体からの寄附金であります。

17款繰入金331万7,000円の増額は、今回の補正財源として後期高齢者医療事業会計及び国民健康保険事業会計から前年度精算金として繰り入れるものであります。

次に、18款繰越金2億3,332万1,000円の増額は、平成29年度決算剰余金であります。

19款諸収入615万1,000円の増額は、健康増進計画策定に対する長寿社会づくりソフト事業費交付金500万円の追加、尾鷲観光物産協会補助金の前年度清算金115万1,000円の追加であります。

20款市債420万円の増額は、平成30年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、歳出ですが、3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

総務費ですが、財産管理費の基金積立金3億2,292万6,000円の追加で、財政調整基金積立金ほか6件の積立金でございます。コミュニティーセンター費113万4,000円の追加は、集落支援員事業に係る経費で、10月から梶賀地区に1名の配置を予定しております。

次に、民生費では、記載のとおり臨時福祉給付金事業を初め福祉給付金事業の前年度精算金及び老人福祉施設援護事業として地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の追加、老人福祉施設入所者措置費の増額、生活保護扶助費の前年度清算金の追加が主なものであります。

次に、教育費ですが、輪内地区小学校統合による閉校記念誌作成補助金60万円の追加であります。

公債費では、平成29年度の起債額とその利率の確定により、元金で95万円の増額、利子で337万3,000円を減額するものであります。

次のページ、債務負担行為補正は、追加で福祉医療費助成制度システム改修業務委託を初め4件の業務委託等について、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

続きまして、6ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ1億5,793万3,000円を追加し、歳入歳出総額を26億6,747万7,000円とするものです。

歳入は、前年度からの繰越金が1億5,793万3,000円の増額となります。

歳出では、保険事業費が特定健康診査国県負担金、前年度清算金40万8,000円の増、基金積立金1億1,853万7,000円の増額は、財政調整基金積立金であります。

諸支出金3,898万8,000円の増額は、国庫支出金の額の確定による前年度清算金であります。

7ページの後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ561万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億2,144万9,000円とするもの

であります。

歳入は、前年度からの繰越金561万7,000円の増額で、歳出は、広域連合負担金が510万4,000円の増額、諸支出金として一般会計への繰り出し金が51万3,000円の増額となります。

続きまして、8ページの病院事業会計補正予算について御説明いたします。

2の資本的収入及び支出の欄をごらん願います。

収入で医療機器の更新、整備に伴い企業債を1,950万円増額、寄附金29万9,000円の増額は、市内の方からの御寄附であります。支出では分娩監視装置の更新及び医療用機械備品購入費など、建設改良費3,056万4,000円の増額であります。

議案書に戻っていただきまして、12ページをごらん願います。

議案第58号、平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから15ページの議案第61号、平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、決算に伴う歳入歳出決算主要説明書、決算参考資料、主要施策の成果及び実績報告は、タブレットに掲載しておりますので御参照願います。

次に、16ページをごらん願います。

議案第62号、平成29年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと次のページの議案第63号、平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであります。それぞれ決算審査意見書をタブレットに掲載しております。

続きまして、18ページをごらん願います。

議案第64号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、現教育委員森下龍美氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、引き続き教育委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、20ページの諮問第2号から24ページの第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、人権擁護委員7名のうち3名の方が本年12月31日をもって任期満了となることから、新たに人権擁護委員を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項に規定により、議会の意見を求めるものであります。

す。諮問第2号の候補者榎本隆吉氏、第3号の候補者平山泉氏、第4号の候補者村山洋子氏、3人の方、全て新任となります。

次に報告ですが、26ページをごらん願います。

報告第8号、平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率の報告については、本市の平成29年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでありまして、27ページにありますように、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、企業会計においても資金不足は生じておりません。

続いて、報告第9号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）についてにつきましては、本年7月発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

30ページをごらん願います。

事故の概要といたしましては、本年7月18日午前10時ごろ、市内中央町地内の市道林町栄線を北進中の本市公用車が対向車に気をとられ、脇道から本線に進入しようとして停車していた相手方車両の前部に本市公用車の左側面を接触させたものであります。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　ただいま提出されるであろうと議案等について若干、詳細について説明がございました。中身についての審査については、上程されてからされる予定ですが、これまでの報告について何か御質問がございましたらお願いします。

○奥田委員　1点だけ確認させていただきたいんですけど、議案書20ページ、21ページの人権擁護委員の候補者の推薦についてなんですが、目を疑ったんですけどね、今見て。榎本隆吉氏ですけど、本当に正しいんですか、議案、正しいんですか。僕には理解がいかんですけど、正しいんですよね。

○三鬼（和）委員長　国に推薦されるものですから、推薦の範囲としてどうなんですかという質問だと思うんですが。

○下村総務課長　人権擁護委員候補者の推薦につきましては、担当課のほうが人権に理解のある方を推薦してきて、議案として上げさせていただいております。

○奥田委員　ということは、榎本さんはもともとと一緒に議員としても活動して

いた方なので、僕は、人格的には全然問題ないと思うんですけども、去年も市長選に出られて加藤市長と戦った方なんですけど、その辺は執行部としても本人に依頼されて、本人も候補者として当然受けますよということなんですか。本当に、僕、この議案がよくわからないんですけど。

○下村総務課長　私が直接お願いしたわけじゃないんですか、担当課のほうで推薦ということで、本人の承諾も得て議案として計上させていただきました。

○三鬼（和）委員長　本会議で担当諸課の課長等も出ておりますので、また機会がございましたら質疑等をお願いします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　それでは、提出議案等については、こういった今、先ほど、市長等から説明がございましたとおりでございます。

引き続きまして、会期及び議事日程（案）、それから、一般質問発言通告書提出期限、議案質疑発言通告書提出期限、討論発言通告書提出期限等について、事務局より御報告願います。

○岩本議会事務局　それでは、事項書２番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、９月８日火曜日から９月２７日木曜日までの２４日間の予定とさせていただきます。会議はいずれも午前１０時開会でございます。

９月４日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第５１号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてから議案第６３号、平成２９年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの計１３議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第６４号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件１件についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第２号から諮問第４号までの人権擁護委員候補者の推薦についての諮問３件についてでございます。

続きまして、報告、質疑、これは、報告第８号、平成２９年度健全化判断比率及び平成２９年度資金不足比率の報告について及び報告第９号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）の報告２件についてでございます。

次に、翌9月5日水曜日から7日金曜日までは議案調査、8日、9日は土日のため休会となります。

10日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、9月4日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

13日木曜日から25日火曜日まで、土日、祝日等を挟みまして行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。26日水曜日は予備日とし、27日木曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

次に、事項書3番目の一般質問通告書提出期限につきましては、申し合わせによります9月6日木曜日の午前11時とさせていただきます。事項書4番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第64号及び諮問第2号から第4号、報告第8号及び第9号につきましては開会日の前日である9月3日月曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては9月6日木曜日の午前11時とさせていただきます。事項書5番目の討論発言通告書提出期限につきましては、議案第64号及び諮問第2号から第4号につきましては開会日前日の9月3日月曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては9月26日水曜日の午前11時とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、ただいま議案付託表（案）を通知させていただきましたので御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三鬼（和）委員長　以上が会期及議事日程案（等）についてでございます。

これらについて御質問、ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　以上が第3回定例会における提出議案、それから会期及び議事日程案（等）でございます。

なお、決算につきましては、市長、副市長は出席を求めているので、必要ならば要請するということが会議となる予定ですので、いいですか、それで。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　それでは、議会運営委員の皆さんには、若干まだございますので、執行部におきましてはお引き取りをお願いいたします。



それでは、委員会を再開いたします。

まず、1点は、ホームページへの委員会会議録等の掲載について、こういった形で進めるということでPDF方式でネット検索が、委員会ができるということなので、まず1点、確認したいのは、常任委員会の分だけでいいのか議会運営委員も含むのかということについて御意見をお願いしたいと思いますが。

○南委員 別段、可能であれば両方とも閲覧できるほうが僕はええと思うんやけどね。

○三鬼（和）委員長 PDF自体は、ホームページに組み込むこと自体は問題ないので、じゃ、議会運営委員のものも検索できるとすると。

それから、過去の分はどうするかということで、今回スタートするので、例えば、今定例会の分からしていくのか、第1回定例会の分からするのか、もう少し前の改選時からするのかということを含めて、あと、後にネット検索以外でそれまでの議事録については、委員会については事務局保管がありますので、公開をしていただいたら、議員はいつでも見れますけど、市民の方に関しましても情報公開を求めているだけ見るといえるということなので、その辺をいつぐらいからの検索にしますか。

節目とすれば、我々、改選したときか決めたときかということになると思うんですけど。改選したときからもいいですか。

（「改選したときからで」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 それでは、前回改選したときから以降の議事録が閲覧できるようにいうことになります。

以上が皆さんの御意見をいただくということでしたが、あと、議会報告会をどうするって、準備と、それから基本条例の検証の副委員長ともども作業はしてきておりますので、一般質問が終わった日に議会運営委員会を再度開催させていただくということに進めたいと思いますが、いいですか。若干、意見書の相談も議長の方に来ておるみたいなので、それぐらいのときに予定しまして、あと、正副委員長、事務局で準備しまして、議長とも相談した上でこういった形ということをお任せ願いたいと思いますが、いいですか、それで。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 じゃ、そういった形で進めたいと思います。

以上でその他を含めた議会運営委員会の……。

（発言する者あり）

○三鬼（和）委員長 これで議会運営委員会を閉じます。

(午前 10 時 29 分 閉会)